

補聴器購入費助成(中等度難聴児発達支援事業)のご案内

補聴器を購入する場合は、基準にもとづき購入費が助成されます。

事前に障害福祉課 児童・障害児支援グループにご相談ください。

1. 対象児童

以下の①～③にすべて該当する方

- ① 豊島区内に居住している 18 歳未満の児童
- ② 両耳の聴力レベルが概ね 30dB 以上であり、身体障害者手帳（聴覚障害）の対象となる聴力でないこと
- ③ 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する児童

2. 対象とならない場合

申請前に補聴器を購入した場合

3. 補聴器の種類・基準額・耐用年数

助成対象	1 台あたりの基準価格	基準価格に含まれるもの	耐用年数
高度難聴用ポケット型	144,900円	補聴器本体（電池含む）、イヤモールド	5年
高度難聴用耳かけ型			
重度難聴用ポケット型			
重度難聴用耳かけ型			
耳あな型（レディメイド）			
耳あな型（オーダーメイド）		補聴器本体（電池含む）	
骨導式ポケット型		補聴器本体（電池含む）、骨導式レシーバー、ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型		補聴器本体（電池含む）、平面レンズ	
デジタル補聴器装用調整加算	2,000円		

助成対象	1 台当たりの基準価格	備考
補聴システム	ワイヤレスマイク	更新する場合は、前回支給から5年以上経過していること。
	受信機	
	オーディオチュー	

※修理費用については助成対象外です。
 ※耐用年数内の再支給はできません。

4. 費用

- ・原則として費用の1割を自己負担していただきます。
- ・対象児童の属する世帯が、生活保護受給世帯または、区民税非課税世帯の場合は、自己負担はありません。
- ・基準額を超過する場合は、超過額は全額自己負担となります。
- ・支払い口座は、申請者と同一名義の口座をご指定ください。

5. 手続きの流れ

1. 相談

申請・購入前に、児童・障害児支援グループにご相談ください。

2. 診察

耳鼻咽喉科の診察を受けます。
補聴器購入費助成金交付意見書を記入してもらってください。

3. 手続き

次の書類を揃えて障害福祉課(児童・障害児支援グループ)に申請します。

- ☐ 補聴器購入費助成申請書(兼税務調査同意書)
- ☐ 補聴器業者が作成した見積書(事業所が作成)
- ☐ 補聴器購入費助成金交付意見書(病院が作成)
- ☐ 今年度の住民税課税(非課税)証明書(今年豊島区に転入した方)
- ☐ 補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有し、調整を行った者の資格証明書の写し(デジタル補聴器の調整加算を算定する場合)

4. 決定通知書発送

交付が決定したら、次の書類を送付します。

- ☐ 補聴器購入費助成金交付決定通知書
- ☐ 補聴器購入費助成金請求書

5. 補聴器購入

決定通知書に記載された補聴器業者より、補聴器を購入してください。
※全額自己負担での購入となります。

6. 費用の請求

次の書類を揃えて、補聴器購入費用の請求をします。

- ☐ 補聴器購入費助成金請求書(口座振替依頼書)
※支払い口座は申請者と同一名義の口座をご指定ください。
- ☐ 領収書(原本)

7. 費用の振込

助成金請求書に記載された口座に、公費負担分額が振り込まれます。

【問い合わせ先】

豊島区障害福祉課 児童・障害児支援グループ

住所: 〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1(区役所4階)

TEL: 03-4566-2451 FAX: 03-3981-4303